

**平成25年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会  
第2回市民・文化部会**

1 日時：平成25年10月10日（木） 11：00～12：30

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター5階 講習室1

**3 出席者：**

**(1) 委員**

篠原榮一委員（部会長）、稲垣總一郎委員（副部会長）

早川恒雄委員、榊瀧俊子委員、金子林太郎委員

**(2) 事務局**

大曾根市民自治推進部長

吉原市民総務課長、古川市民総務課長補佐、三橋総務係長、矢永主事、石垣主事

潮見市民自治推進課長、折原市民自治推進課長補佐、金主査、金山主任主事

**4 議題：**

(1) 千葉市民活動支援センターの指定管理者選定に関する募集条件、審査基準等に関する事項について

(2) 今後のスケジュール等について

**5 議事概要：**

(1) 千葉市民活動支援センターの指定管理者選定に関する募集条件、審査基準等に関する事項について

指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

(2) 今後のスケジュール等について

今後のスケジュール等について事務局が説明した。

**6 会議経過：**

○司会 委員の皆様におかれましては、本日、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成25年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回市民・文化部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民総務課課長補佐の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開とされておりますが、途中からは非公開になる予定でございます。

なお、現在、傍聴人の方はいらしていません。

それでは、委員の方のご紹介ですが、お手元の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」をご覧ください。

今回より新たに就任された方がいらっしゃいますので、委員の皆様を改めてご紹介いたします。

まず、公認会計士の篠原榮一部会長でございます。

○部会長 篠原です。よろしくお願いします。

○司会 続きまして、弁護士の稲垣總一郎委員でございます。

○委員 稲垣です。よろしくお願いします。

○司会 千葉市文化連盟会長の早川恒雄委員でございます。

○委員 よろしく申し上げます。

○司会 淑徳大学コミュニティ政策学部教授の柘淵俊子委員でございます。

○委員 よろしくお願いたします。

○司会 そして、今回、新たに就任されました敬愛大学経済学部准教授の金子林太郎委員でございます。

○委員 どうぞよろしくお願いたします。

○司会 よろしくお願いたします。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

市民自治推進部長の大曾根でございます。

○市民自治推進部長 よろしくお願いたします。

○司会 市民総務課長の吉原でございます。

○市民総務課長 よろしくお願いたします。

○司会 市民自治推進課長の潮見でございます。

○市民自治推進課長 よろしくお願いたします。

○司会 以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは開会に当たりまして、本日の会議の所管部長でございます、市民自治推進部長の大曾根からご挨拶を申し上げます。

○市民自治推進部長 皆様方には、本日、本当にお忙しい中、また10月とはいえ、非常に暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、新たに指定管理者制度を導入いたします千葉市民活動支援センター、先ほどご視察いただいたところでございます現ちば市民活力創造プラザでございますけれども、その指定管理者公募に係る募集条件と選定基準等について、ご審議をいただきたいと存じます。

なお、この施設は本市の市民活動を支援するための中核施設ということでございまして、今後の千葉市の市民公益活動を方向づける大変重要な施設であると考えているところでございます。

委員の皆様方には、指定管理者の選定に向けて、豊富なご経験と高いご見識に基づいた率直なご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○司会 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上有りでございます「諮問書の写し」、「席次表」でございます。それから「次第」。

続きまして、資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回市民・文化部会進行表」。次が、資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」。

資料3「市民・文化部会で審議する公の施設一覧」。資料4が、「千葉市民活動支援センター」の、4-1が「募集要項(案)」、4-2が「管理運営の基準(案)」、4-3が「基本協定書(案)」、4-4が「選定基準(案)」、そして4-5が「様式集」。続きまして資料5が「今後の予定について」です。

続きまして、赤色インデックスのほうに参りますが、参考資料1「千葉市民活動支援センター設置管理条例」及び「千葉市民活動支援センター管理規則(案)」。参考資料2「千葉市民活動支援センター指定管理者制度の導入について」。参考資料3「千葉市民活動センター平成22年度及び23年度事業報告」「ちば市民活力創造プラザ平成24年度事業報告」、参考資料4が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料5が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、参考資料6が「部会の設置について」でございます。

以上、お配りしておりますが、不足等がございましたら、お知らせください。

ここで、机上にご用意しております「資料の一部修正及び追加について」という紙をご覧ください。あらかじめ委員の皆様にお送りしました資料から、一部修正を行った箇所について記載しております。また、こちらの下のほうになりますが、参考資料1に「千葉市民活動支援センター管理規則(案)」を追加しております。お手数ではございますが、内容についてご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日は、全委員さんの出席となっておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

では、これより議事に入らせていただきます。

議事につきましては、進行を部会長にお願いしたいと存じます。では、よろしく願いいたします。

○部会長 先ほど、新しく入られましたけど、僕、今、中央省庁とかいろいろなところで10年以上委員をやっているんですけど、実はここが、褒めるわけじゃないんですけど、一番、緊張感があって面白い。皆さん、全然違う出身の方なので、いろいろな意見が出て。大体、僕はここを出ていくときに、今日は一つ成長したなという意味でのあれはあります。というのは、最近、特に3.11の後、結構みんな真剣に。昔は官がすごく停滞していたなという気がするけど、今は我々が成熟してきて、この太平な日本に、何か役に立つことというレベルに変わってきたのかなという気がします。今週の月曜日も、マスコミの入っている非常に緊張する委員会があったのですけれども、新聞には一切出てこなかったから、非常にいい答申を、出ないということは、非常にまともな答申をしたのかなと。そういう意味では、面白い。あまりあれしても、ちょっと僕もうちちょっとというところもあります。

それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。ぜひ、先ほど言いましたように、ご協力をお願いいたします。

まず最初に確認いたします。本日の議題1及び議題2についてですが、非公開になると思うのですが、これはどういうふうになるんですか。

○市民総務課長 議題1及び議題2につきましては、今後行います選定に係る審議、検討、もしくは協議に関する情報でございます。また、事務事業執行情報にも該当します

ので、非公開に該当するものだと考えられます。

○部会長　それでは、議題1及び議題2について、非公開とすることにいたします。今は誰もいないから、このまま継続でいいわけですか。

○司会　はい。

○部会長　結構、僕もいろんな、非公開というものが多くて。だから、個人名が出るとかそういうのが。ただ、議事録の公開のときには個人名を削除してもほぼわかるような、という。

ということで、それでは議題1ですか、施設所管課からの説明をお願いいたします。

○市民自治推進課長　市民自治推進課の潮見でございます。どうぞよろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

千葉市民活動支援センター指定管理者の募集条件、選定基準等についてご説明いたします。

資料4-1をお願いします。4-1は、「千葉市民活動支援センター指定管理者募集要項(案)」でございます。この中から主な点についてご説明いたします。2枚おめくりいただきまして3ページをお願いします。

「3 公募の概要」のところですが、まず、「(2) 指定期間」、こちらが平成26年4月1日から29年3月31日の3年間としてございます。これについては、通常の指定管理施設は5年間でもうちょっと長いものが多いのですけれども、3年間としておりまして、これはご覧いただきましたとおり、単なる部屋貸しの施設ではないということ、団体の支援であるとか、市民への情報提供やマッチングという、ソフトの事業がメインであると。それらを、しかも自主事業ではなくて委託事業の中で行うということです。そういうことで、指定管理者は特に受託事業の中で創意工夫をするということで、他の施設とちょっと内容が異なっていること。そういったことから、議会からもこの点については強く指摘されておりまして、当初は、通常の5年ではなく3年間でその施設の効用の発揮についてしっかりウォッチしたいというふうに考えているところでございます。

その次「(4) 選定の手順」ですが、公募から選定までの手順については以下のとおりでございます。「10 指定議案の提出」を平成26年第1回定例会、2月に予定しておりますので、さかのぼりまして7のところ、委員の方々によるヒアリング及び選定の実施ということにつきましては、12月25日の選定評価委員会で予定させていただいております。

少し飛びまして、15ページになります。「9 経理に関する事項」でございます。

この施設は、市民公益活動を支援するという立場、市としてはそれに金銭的な支援ではなく、そういった活動の支援、場の提供であったり、器具・備品の提供であったり、そういったものを想定しておりますので、あの施設は無料の施設です。したがって、経理に関する事項の一番大きな特徴といたしましては、利用料金がいないということで、(1)にありますとおり、収入として見込まれるものは、「ア 指定管理委託料」と「イ 自主事業による収入」の2本となっております。指定管理委託料につきましては、指定期間全体の3年間の上限額として5,105万7,000円を見込んでおります。消費税は8%を導入しております。なお、その指定管理委託料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限といたしまして、毎年度、市と指定管理者との協議の上で決定したいと考えております。

また、自主事業の収入は、「管理運営の基準（案）」に示す条件のもとで、指定管理者が自ら行事等の企画や開催、誘致、そういったものを積極的に行うことにより、収入を得ていただきたいというふうを考えております。

続きまして、資料４－２をお願いします。「千葉市民活動支援センター管理運営の基準（案）」でございます。この中から主な点を説明したいと思います。

２枚めくりまして、３ページをお願いします。「１ 市民公益活動促進事業に関する基準」でございますが、これは、この施設の設置管理条例に定められた５つの事業につきまして、具体的なものを記載しております。

５つの事業と申しますのは、「（１）市民公益活動のための施設の提供に関すること」、「（２）市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること」、「（３）市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものと関係機関との間の交流及び連携の促進に関すること」、「（４）市民公益活動に関する相談に関すること」、「（５）その他センターの設置目的を達成するために必要な事業」というものです。

次の４ページをお願いします。「２ 施設の運営に関する業務の基準」でございます。基本的な利用時間であるとか、休館日、（２）にあります使用許可等、（３）にあります使用の受付、次のページにいきまして、（４）広報と情報提供といった施設運営の基本的事項を定めたものでございます。

次のページ、６ページをお願いします。「３ 施設の維持管理に関する業務の基準」ということで、「センターの維持管理にあたっては、市の仕様書に従うほか、関係法令、市の基準等に従うこと」としております。ご覧いただきましたとおり、この施設はビルの一室でございます。したがって、通常の個別の施設よりは軽くなっております。

ちょっと飛びまして９ページをお願いします。「４ 経営管理業務基準」でございます。主なものとして、「（１）事業計画書」及び「（２）事業報告書の作成」。少し飛びまして１２ページ、「（３）事業評価」、「（４）市との連絡調整等」、「（５）年次協定」などについて定めております。

次に、１４ページをお願いします。「６ 自主事業」になっております。これは、「センターの設置目的及びNPO・ボランティア団体のニーズを反映した事業を行うこと。」といたしまして、その際の留意点について定めたものでございます。

続きまして、資料４－３をお願いします。資料４－３は「千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書（案）」でございます。詳細は他の施設とほぼ同様でございますので、これは省略させていただきます。

資料４－４をお願いします。資料４－４は、「千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者選定基準（案）」でございます。

１枚おめくりいただきまして、１ページ、「１ 審査方式」でございます。まず、第１次審査といたしまして、「（１）応募資格の確認審査」、これは提案書等に基づきまして、募集要項に記載の応募資格要件を満たしているかどうかを事務局により確認いたします。

それから、「（２）最優秀提案の選定」、これが第２次審査ということで、先ほど申しました１２月２５日に予定しています、この次の選定評価委員会をお願いする部分になります。

まず、提案内容の審査といたしまして、提案書に記述された内容につきまして、この指定管理予定候補者選定基準に示す選定基準に従って、委員の方々に審査項目を評価及び採

点していただきます。採点結果の平均点を審査項目ごとに算出後、合計しまして、総得点を算定します。総得点が最も高い提案を最優秀提案といたします。

なお、その下のなお書きですけれども、総得点の合計が最も高い提案が複数あった場合、この場合は重要な審査項目といたしまして、後ほど説明いたします8項目の合計が高いものを最優秀提案といたします。

ということで、4ページですけれども、4ページは「3 提案内容の審査の方法」を記載しております。「(1) 審査の方法」のイでございます。「審査における配点割合」といたしまして、基本的には各審査項目に原則として5点を配分しております。しかしながら、重要な審査項目として、以下の8項目を定めております。

下の表をご覧ください。まず1点目、「同種の施設の管理実績」という審査項目につきましては、この施設の管理運営に当たりまして、管理実績（経験）に基づく専門的な能力やノウハウを有しているかということが大変重要となってまいりますので、ここを10点の配分しております。

次に、「管理運営の執行体制」につきまして、この施設の管理運営に当たりまして、十分な執行体制が確保されているかどうか、それを守った執行体制になっているかどうかということも重要でございますので、ここも10点にしております。

同様に、その下の「必要な専門職員の配置」につきましても、NPOやボランティア団体の支援に関する専門的な能力・ノウハウを持つ職員の配置といったことが重要なこととなりますので、ここも10点の配分しております。

おめくりいただきまして4点目、「施設利用者への支援計画」につきましても、ここの利用者（NPO・ボランティア団体）あるいは個人のボランティアをしたいという方への支援というものが重要なこととなっておりますので、ここも10点を配分しております。

次に、「施設の利用促進の方策」。この施設は市民公益活動の中心的な施設でございますので、この施設をより活用していただくということが、市内の公益活動の促進につながりますので、これも重要なポイントとして10点を配分しております。

次が、「施設の事業の効果的な実施」ということで、ここで行われる、先ほども申し上げましたソフト事業というものが、最もこの施設の効用の発展につながるものでございますので、これは大変重要ということで25点の配分としております。

続きまして7点目、「自主事業の効果的な実施」。受託事業以外の、指定管理者のノウハウに基づく自主的な事業もこの施設の効用の発展に大きく貢献しますので、10点を配分しております。

最後ですが、8点目として「管理経費（指定管理委託料）」という審査項目、これも施設の、最少経費で最大の効果が発揮できるということが重要でございます。ただし、これは、市の基本的なルールがございまして、事業実施型は全体の配点のうち、20～25%をここに配点することとしております。施設管理型の施設であれば、25～30%というようなそういう部分でございまして、この施設は事業実施型ということで、20～25%を採用し、さらに、特に事業内容に重点がございまして、その中でも最低の20%を採用しております。したがって、全体の200点のうち、40点をここに配分しております。

次のページをお願いします。評価項目における採点の方法は、下にございますように、

一部の審査項目を除きまして、4段階評価の「優・良・可・不可」で採点していくというふうになります。一部の審査項目を除いていますのは、その下のエのところでございますが、ここに掲げております（ア）から（オ）の5点につきましては、事務局が機械的に採点し、委員にお示しすることとしております。

次のページをご覧ください。7ページからが「採点基準」でございます。

今申し上げました機械的なものというのは、例えば2（1）、ここは配点10点とございますが、市民公益活動支援施設の管理の実績がある場合は5点、さらに通算3年以上の実績があれば、さらに2点といったように、提案書に基づいて機械的に採点できるものが、このほかにもございますので、5つの点につきましては事務局のほうで事前に統一的な視点で採点して、お示ししたいと考えております。

次に、資料の4-5をお願いします。4-5は「様式集」でございます。申請者の提出書類一式、指定申請書関係あるいは提案書関係でございます。

説明は以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。それでは、募集条件や審査基準等に関して、ご質問やご意見、あるいはコメントなどがあればよろしくお願いします。

この採点基準ですね、今までほかと違う、変えたところってありますか。というのはですね、比較的、今まで我々が担当したものより小規模で、ある意味で小さいところに任せられるかなという気がするので、その辺を配慮する、何らかの。

○市民自治推進課長　小さいところへの配慮。

○部会長　もし、何ていうの、入札できるような、いろいろそういう部分を考えて、何か変えたところはありますか。

○市民自治推進課長　今お示ししましたとおり、基本的な部分は市で設定されたものがありまして、それぞれ5点の最低点は配点しておりますが、今ご指摘ありましたとおり、特にこの施設につきましては、どれだけ利用者を増やせるかということが、市の公益活動の促進に関係します。それから、どんな事業が具体的に行われるか。先ほど5つの事業を申し上げましたが、相談であるとか情報提供・収集であるとか、そういったものを的確にできるかどうかということが課題になります。ですから、一般の大きな企業というよりは、そういった経験をこれまで、ノウハウを持っておりますような、NPOのような中間支援、NPOの活動を支援するNPOというのがございます。そういった団体が具体的な提案をして、それを大きく評価できるように、25点ですけれども配点して、反映できるようにしております。

また、その小さなところでも管理運営できる、大企業であればコストパフォーマンスがあつて安く管理するというようなことも可能かもしれませんが、そういったところを重点にしないように採点を管理運営経費については、最低のランクにしたというようなことでございます。

○委員　よろしいですか。あまり具体的なことじゃないんですけども、いわゆる指定管理者の応募条件のところ、一般論としては法人及び組織、その他ですけども、暴力団に関係しなきゃ誰でも応募できますよというのが原則だと思うんですが、今度の場合は、採点項目に関係するような団体というか法人でなきゃ、これは出てきても難しい。こういうことになるんですけども。今回、指定管理者に委託する業務の特殊性から見て、どんな会社

が出てくるのか。まあ出てくればわかるんだから、今から心配する必要はない、こういうことになると思うのですけれども。皆さん方は、例えばどんな会社を想定して、公募をなさるのかというのをちょっと。というのは、そもそも指定管理にかなう、適した事業ですかという意味なんです。

○市民自治推進課長　　これまで、市の扱いとしては、公の施設ではありませんでしたから、市の一事務所という扱い、情報提供の場ということがメインでございました。そうは言いながら、相談に応じたり、団体の活動を支援しているということを行っておりました。

なぜ指定管理を目指したかといいますと、今は市の事務所ですから、毎年、毎年、業務を委託しております。しかも、その業務委託の相手方は、先ほど申し上げました中間支援のNPO、そういったNPOの活動を支援するというNPOがございまして、市内で。標榜しているだけであれば100以上はあります。ただ、現実には、具体的な活動ができる団体、そう多くはありませんけれども、それでも複数の団体がございます。そういった団体がこれまで単年、単年で提案をし、委託をしておりました。ところが、やはり市の公益活動を促進するというこちら側の立場としては、ある程度、複数年度にわたって一定の活動をするとということで、そこに働く職員もノウハウの蓄積ができるでしょうし、支援を受けたい団体にしても、ある程度計画的な支援を受けられるのではないかと。そういったことから、むしろ指定管理にして、複数年、同じ指定管理者がそこを管理し、支援できるということを狙って、あえて公の施設にして指定管理者制度を導入したいというふうに考えております。

事業者なんですけれども、そういうノウハウを持っているというのは、むしろ今そういうNPOのほうが、ノウハウがあるので。

○委員　　そういうことですか。

○市民自治推進課長　　ええ。ただ、場合によっては、そういったNPOと民間事業者で、今後そういった活動をしたと思うような民間事業者があれば、例えばJVでやるとか、そうしたことがあるのではないかなというふうに考えています。最初に申しあげましたが、指定管理委託料だけで、利用料がありませんので、管理するだけではあまりうまみがありません。そういったことから、むしろそういうノウハウを得たいと思っているような企業があれば、手を挙げてくる可能性もあるのではないかとというふうに思います。

○委員　　そうしますと、この応募をするためにNPO法人をつくってもいいということですね。

○市民自治推進課長　　そうです。

○委員　　そういうことはもちろん、応募団体の中に入ってくる。それから今、指定管理委託料のご説明で、自主事業というがあつたんですが、この場合、想定される自主事業というのは、具体的にはどんなことを考えておられるのか。

○市民自治推進課長　　例えば、市民から会費を集めて、ボランティア活動をして、例えば何かおいしいものを食べるとか、何かを見に行くとか、そういうイベントで会費を集めるということ。

○委員　　相談事業でお金を取っちゃあだめですよ。

○市民自治推進課長　　そうですね。

○委員　　それは大変。そっちじゃないんですね。



○市民自治推進課長　それは委託する事業の中で。

○委員　委託料で払っていく。さらによこせといっってはだめと。わかりました。

○部会長　ほかに。

○委員　今のお話と同じなのですが、全体のそういう、こういう資料を配るべきものじゃないのかもしれないんですけど、ほかにこういうふうな受け皿になる、現在、市で把握しているこういう団体がありませんか。というのは、全然情報がないから、例えばこの1社だけ、1社かなんかだけで応募すると、それが平均的基準なのかがさっぱりわからないというか。何が平均なのかも知らないという。

○市民自治推進課長　これまで、この施設、平成17年度から中間支援のNPOに業務を委託してまいりました。その中でこれまで9年間のうち、応募してきた団体が延べ8団体、受託した団体が5団体でございます。

単に、先ほどいいました中間支援を標榜するNPO、標榜はいくらでもできるんですね、それは、実は市内の300以上のNPOのうち150ぐらい。標榜はしておりますけれども、実力はといいますと、恐らくひと桁あるいは10団体程度じゃないかなというふうに考えております。

ただ、今申し上げましたのは、あくまでも市内の団体ですので、場合によっては市外のもっと力のある団体が来るということもあるかもしれませんので。

○委員　受託したその5団体がどういうことをやったのか。できれば、比較できればね。

○委員　審査の段階でお示しいただくということで結構でございますけれども。

○市民自治推進課長　今日お配りしました参考資料の3でございます。これが平成22年、23年、24年、3年間の受託した団体が行った事業が報告書として出ておりますので、後ほどご覧いただいて。かなりさまざまな事業を企画して実施しております。その点は、それほどご心配には当たらないかなというふうに私どもは考えております。

○委員　要するに基本的には、サービスの質が向上して、コストが落ちなきゃ委託する必要はないわけですから、そういうものが期待できますかと、こういうことです。疑問だということ。

○部会長　ほかには、ご質問。

もしなければ、僕から。NPOというのを多く見て、前回も見て、今回も多分そうかなと思うんだけど、一つの心配は、個人情報とかね。ある種のもので、何ていうの、今まで民間が来たときは結構社内教育ができたけれども、そういうものの心配。今まで、過去で、そういうことがあるかなというところ。まずそれを。

○市民自治推進課長　実は、過去に1件ありまして、受託団体がメルマガを発行しているんですけども、そのメルマガをBCCでいつもやっているのですが、1回だけ、CCでやってしましまして、市として監督が足りなかったということが1回ありました。それ以来、口が酸っぱくなるぐらい指導してありまして、それ以来は起きておりません。

○部会長　それと、受託したのは9年間で5団体と。それを変えたのは、いわゆる入札額なのか、ある種のやっぱり実感がある、力というものなのか。市のほうも当然、ここを公募するとき、その辺はどうなのですか。というのは、8団体応募してきたというけど、それを受けて、大体実力は、ある特徴は別として、最低限をクリアして、評価して、今までの質も、その辺もあると思うんですけど、それはどういうふう。

○市民自治推進課長 先ほど申し上げましたように公の施設ではないので、毎年、毎年、提案を受けて審査をして、受託者を決めるという形になっていました。そこで、やはり競争をして、団体側もいろいろな提案をしてくと。そういったことで変わるということもあり得たということです。

ただ、5団体と申し上げましたが、毎年1団体でやってくるわけではなくて、複数の団体で、一緒に、共同で運営をするというパターンもございましたので、そういった意味で補完しながらやっておるところでございます。

○部会長 ほかのところだと、つい最近、指定管理者で業者にある動きがあって、なかなか魅力的だなというのが、航空会社の子会社。そうすると、接客業が優れていて、安全対策も良いと。だけれども、こういういろいろな事業には不足している。規模が大きいもんですから、いわゆる大きな施設のところに応募してきたんです。我々としては見ていて、その経験がないから。1社で応募させてくれといわれたから。彼らは、そういうところに行きたいと。だから、やっぱり我々としては、ああいうところが1社来て、市側もいろんなノウハウを宣伝したらよい。こういうところかというもので、入ってもらいたいなという。市もそういうことは考えているけど、強引にそういうところを入れるわけにもいかない。

ここなんかはそういう意味で、非常にボランティアでよくて、小規模のところがいいんだけど。一個心配されるのが、だから、かなり逆に言うと、外部委託するとそれなりの権限を与えちゃうから、ウォッチングというか、ほかよりは多少いるかな。その辺はどうなのでしょうかね。

○市民自治推進課長 そこは議会も同様に心配しておりまして、やはりしっかりそのところはしていきたいと。特に最初ですから。まさに、どうして3年間かというのがそこです。どれだけうまくいくかというところを見て、あるいは指導して、場合によってはそういう受託団体も育てるといような、そういう視点でやっていく必要があるのだらうと思います。

○委員 お年寄りが物を作ったり何かするところじゃないんで、目立たないのですけれども、やっている仕事は大変重要な仕事なんですよね。それで、さっき言われるような問題が出てくる。

それから、今日施設視察に行ってみたら、紙媒体によるものがまだ圧倒的に多い感じですね。こういう時代ですから、もっとネット化していくとか、できたらネットで見られるとか。そういう方法が、恐らく要請されてくるのではないかと思いますけども。そういうのも企画の中に入ってくる可能性はあるわけですね。それは積極的に、やっぱり考えていった方がいいんですか。

○市民自治推進課長 その点、重要だと思ひまして、今もですね、先ほど申し上げましたメルマガであるとか紙媒体のもののほかにも、ボランティア情報を市民がいつでも検索できるように、あの施設で教育のボランティア、国際交流のボランティア、あとは福祉のボランティア、それぞれ専門のボランティアのセンターになるものがありますので、そういった情報を全部集めて、区ごとであるとか分野ごとで検索できるような、そういうページを作って運営しております。そのほかに団体情報も、それは、今度は市のほうなんですけれども、今、既に出しております。それを引き続き運営していただくということも、こ

の委託の前提として入っておりますので、そこは、より補充するということはあるのですけれども。

○委員　あとちょっと、契約を見たときに、現存施設はどうなるのかというところが書いていなかった。今のああいう、コンピューター関連の設備とか机とか、ああいうものがどうなるのかというのはあまり書いていないような。例えば壊れたら60万円でしたっけ、その範囲内で申請することになっておりますけれども。それから、今ある施設を当然、引き継ぐわけですから、これはそのまま引き継ぐのか。で、壊れたらどうするのか。60万円以上のものは書いてあるのですけれども、それ以下のものは委託料の算定の中に入れるのか。その辺、もうちょっと、基本的なお考えで結構ですから。

○市民自治推進課長　実は、私どもの備品として、今、あそこの机とかイスとか、あるいは紙折り機といったものがあります。一方、コピー機、印刷機、これはリースで実費徴収しながらやっております、ですからこの実費徴収の部分は先方の自主事業で引き継いでいただく。

○委員　リースなんですね。そうであれば経費でカウントできるわけですから、問題ないということですね。

○市民自治推進課長　指定管理者が決まりましたら、どんな備品を残すか、もうこれはいらないという、そこを相談しまして。レイアウトも含めてですね。ごめんなさい、一つ忘れまして。ロッカーも備品です。そういったものを引き続き使うのか、使わないのかということ相談の上で、協議して。引き続き使うものについては、メンテナンスはそちらでやっていただくというような形になろうかと思えます。

○委員　ちょっとお伺いしたいんですけれども、ここは業務委託ですよ。どういう業務をするかということは、この管理条例、参考資料1にある設置管理条例が基本になると思いますが、ただ、非常に抽象的ですね、表現が。だから、具体的にどういう業務を委託するのかというのは、今度応募するときに資料があるのですか。具体的な業務、例えばロッカーを置くとか置かないとかね、会議室の利用とかそういうことがあると思うのですけれども。その具体的な業務は明示するのか、あるいはそれも含めて、要するに、選定の条件にするのかですよ。

○市民自治推進課長　まず、ロッカーの部分の話でありまして、参考資料1の3枚ぐらいめくっていただきますと、「管理規則（案）」がございます。よろしいでしょうか。その下から4行目に、会議室・談話室というのが施設ですけれども、紙折り機、それからその後ロッカーと出てきます。この紙折り機とロッカーが市の備品ですから、これは引き続き管理してくださいね、というのがまず一つです。

それから、業務のほうですけれども、おっしゃるとおり、明確に何をしろということをやったってありません。ここが提案の内容として重要なポイントになっております。基本的にはこの5つの、施設の提供、それから情報の収集・提供、それから連携の活動、相談業務等でございます。これまで実施してきた事業というのは、先ほど参考資料3に3年間分をつけてありますけれども、そういうことをやってきておりまして、提案者が委託事業を、その全体の5、000万円ちょっとのその委託料の中で、どれだけのことができますよということを、まさに競っていただく。ですので、ここの配点を一番多くしております、というのが、ほかの施設と大きく違うところです。それは、施設の受付をしますとか、管理

しますというだけではなく、そこで行う事業に重点を置いているということが、この施設の特徴です。そういうことから、先ほどのその指定期間もしっかりウォッチする必要があるということで、3年間というふうにしたという、そういうことでございます。

○委員　でも、委託料は明示するんですよね。

○市民自治推進課長　してあります。

○委員　委託料を明示して、その範囲の中でどのようなことができますかということなんでしょうか。

○市民自治推進課長　そうです。

○委員　今回の選定は、要するにそういう事業運営のノウハウを競わせたいということで、難しいですね。評価も。利用人数だけで競わせるわけでもないし。だから、その業務の内容がどういう効果があるのか、どういう意味があるのか、それをここで判断しなくちゃいけないということですから、すごく難しいですよ。

○委員　どうしても、抽象的な感じになりますから。これからやることですから。

○委員　書いてあることが抽象的だから。だから最低、こういうところをもうちょっと具体的に、どういうことを重視するような業務、というようなところも多少ないとね。まあ、いろいろな角度でいろいろなのが出てくるし、一番わかりやすいのは、今の事業を継承するような格好で、活かす格好でどうするというのがあるのかもしれないけれども。全くないところ。そういう、備品があるからね、それを利用し引き続きやるとかというのはあるけれども、全くまっさらのところ、全てアイデアを競わせるというのは、いろいろなアイデアが出てきますよね。それ自体だって、その効果というのがどれぐらいあるかということをどう判定するかというのが非常に難しい。だから、やっぱり本当にコアになるような事業というのはやってほしいけれどね。何かその辺、具体的にしたほうが、やっぱり適切な事業実施ができるのじゃないかなという気もするんですがね。応募の条件としてね。やっぱり設置管理条例だけを見て、どういうものを主に、この条例に即して提案するか、実施するか。5,000万円払うわけですから。

○市民自治推進課長　通常、例えばこれがコミュニティセンターであれば、事業というよりいかに公平に施設を使わせるか、どれだけ多くの人に使っていただくか。そこがこの施設にも当然あるわけですね。プラス、その事業の内容を見ていくと。その事業はどれだけ市民の公益活動を促進したか、あるいは広がりを見せたかということを見ていくということになります。

その手段としては、例えば相談事業一つとってみても、その個別のNPOがどんなニーズがあって、どんな相談をするか、法律相談なのか会計相談なのか、そういったものをこちらから、こうしなさいということではないと考えています。もうそれこそ、この月にどんなニーズがあれば、どんな教室を開くかということも場合によったら、融通をつけなきゃいけないかもしれないです。

ただ、一つのその判断基準となるのが、今お付けしています3年間の事業報告がありますので、これまでどんな事業をしてきたか。で、その延長上であるのか、あるいは、さらに工夫した事業を提案してきたのか、その実現が可能なかということ、評価する。場合によったら必要に応じてヒアリングを経て、評価する、そういったことをしていきたいなというふう考えています。

○委員 設置管理条例の第2条に書いてある、この項目の範囲の中に入っていれば、それぞれ応募者が自由にいろいろなものを出してきていい。ただ、それはここで選ぶわけですね。どれにしようかというのは、さっきのタイミングでやるわけですね。

○市民自治推進課長 今申し上げましたように、その3年間、こういうことをやりますといった中で、実際には毎年、毎年、そのニーズも変わってくるし、単年ではできなかった取組みもできるようになるというふうに考えておりますので、そういったところは、密に協議しながら、実際には、詳細の事業というのは計画されていくのかなというふうには考えています。恐らくこれまでの3年間というのは、スタンダードな最低限の事業というふうにご理解をいただいたらいいのではないかなというふうに思います。

○委員 基準自体は、抽象的です。場合によってはしようがないのだろうと思うのですね、あまり細かくやれるものではないのかもしれない。私たちの立場でみると、例えば1つしか応募がなかった場合に、なかなか判別、基準になるものがないような気がするんです。さっき申し上げたように、過去の、どうしても1社しか、1社というか1つの団体しか応募がなかった場合、過去にこういう提案があったという事例が何かを勉強させてもらおうと、比較して、やりやすいです。基準自体、こういう抽象的なものしかできないんだろうとは思いますがね。

○委員 要するに、このままでぱっと見たときに、過去何回か関わったところだと大体わかってくるんじゃないかなと。そうすると応募者間の公平という点でどうですかという問題がある。

○委員 いろいろな事業を評価する際、これまでの3年間の取り組みをスタンダードにして判断としたらどうかという話だったのですが、NPOに委託されているのは、平成17年度から9年間ということで、そのうち直近の3年というのは何か理由があるんですか。

○市民自治推進課長 特段の理由はないんですけれども、NPOもどんどん勉強してきていますので、昔よりは今のほうがやっぱり、活発な活動もしておりますので、あまり古いのを見ても、それほど参考にならないかなと。特にIT、ICT関係の方が。

○市民総務課長 先ほどの委員さんからのご質問に対する回答について、ちょっと説明不足だったかなという部分があるので補足したいのですけれども。委員さんからの設置管理条例で適用しているところに応えるための、提案者の提案というのを評価しないといけないですねというお話があったかと思いますが、もちろん、その設置管理条例の中で、目的としているところがあるんですけれども、今回こちらに対しての提案を求めるところというのをより具体化したものを示してございまして、資料4-2の「管理運営の基準(案)」の3ページですね。この3ページの「市民公益活動促進事業に関する基準」ということで、こういったことをやってくださいということを示してあって、これに対して、さらに具体的な提案を、うちだったらこんな提案、これに対してこういう、この要求に対してこういう事業ができますよというような提案をしていただくというようなことになっております。

○委員 今までの話を考えると、かなりどういう事業を提案してくるかというのが大事ということなんですが、その割に配点が、多くはなっていますけれども、もう少し。25点ですよね。その「4(6)施設の事業の効果的な実施」というのは25点、「自主事業の効果的な実施」は10点となっていますけれども、今のお話からすると、もう少しこれは

配点を増やしてもよいのではないかと思うのですが。200点満点というのは何か理由があるのですか。

○市民総務課長 満点に対して、特に規定はないです。

○委員 シェアによるのかもしれないのですけれども、経費の面ですね、5番がもうこれ1項目で45点になっているんですね。それと、この支援センターの中身の部分というのが、35点ぐらいですか。もう少し、特に自主事業なんかの提案で考えてもらったほうがいいという意味では、10点よりも15点、まあ20点ぐらいあってもいいんじゃないかなと思うんですが。

○委員 この決め方は結局、管理経費内でやるのは当然だから、本当は点数というよりか応募要件みたいなもんですよね、結局は。160点満点でやることになると、事実上、選択肢は160点満点。これも管理経費いらないから。というか40点で本当はいらないんです。160点満点の採点かなという、逆に言うと。

○市民自治推進課長 そこはいろいろ考え方があろうかとは思いますが、40点の配点もご説明しましたとおり、最低の20%にしてあって、経費のところはですね。これを下げるわけには、もうこれ以下にはできないというので、40点。各項目、ゼロにするわけにはいかないの最低の5点と。

実際は、今の40点と各項目の5点の配点の部分はあまり差がつかないかと。したがって、その18項目、ここで、実際は、差がつかますけれども、全体として200点の中の大きな、目立った差にはならないかもしれませんが、明らかに、特にこの25点のところでは明確に差がつくだろうと考えてはおります。300点にしても、結果的に経費のところは60になって、あとちょっとずつ上げるといようなことになるとは思うんですけれども。それで差がつくだろうかというふうには。

○部会長 前にも、審査で、採点で自動的に行かないので、我々で再度話すというのがあったんですが、ここは非常に特殊なんでね。12月25日を予定しているもので、採点の結果、やっぱり採点のことなんだけど、今話していたその部分が重要だから、こっちかなという議論する場は設けるといこといいような気がするんですね。採点もかなり、考慮されると思うのですけれども、実際のところ話し合いたいという、ここはこういう特徴があるね、という。

○市民自治推進課長 そこは、必要に応じてヒアリングをということになれば。

○部会長 ちょっと僕、質問したかったのは、いわゆる市としてこれ、今ただでやりますよね。民間とかで、例えばNPOで同じような形状をしているところがあるでしょうか。というのは、会計士協会で、NPOの立ち上げじゃないんですが、ベンチャーを立ち上げるときに、会計的な支援とか、いわゆる法律的な支援ってやっているとありますよね。逆に言うと、こういうところはそういうことが弱いから、個人情報とかそういうのをこういうところで相談してくださいというのがあって。まあ、部分的か全体的か、NPOを立ち上げるときの支援をしている団体というのがあるのですよ。

○市民自治推進課長 NPOの立ち上げを支援する。

○部会長 支援しているのが、今、市以外でそういうところ。

○市民自治推進課長 市以外ですね。

○部会長 無料でこういういろいろな立場でね。

○市民自治推進課長 先ほどから申し上げています中間支援のNPOというのは、まさにその。

○部会長 それをやっている。

○市民自治推進課長 やっています。

○部会長 それは有料。

○市民自治推進課長 まず、有料というのではないかと。講習会で参加費ぐらひは取るのでしょうか、大体その程度で。

○部会長 よくアメリカの話をする、自分の執務時間の5%はボランティアをやっているという。今、大学なんかも恐らくなっているんでしょうね。だんだんそういうパワーが出てきているなという。民間でも恐らく、確かそういうあれ、恐らく東電とか千葉日報なんかそうでしょう。外部の仕事、多少やれと。だんだん一流会社というか、要請されてくるんじゃないのかな。それがまあ、こう。

ほかに何か。

○委員 結局、応募する団体というのは、もともと実績がないと応募できないんですよ。その間、ここで採用されない限り、どこかで似たようなのやっているということなんではないかな。事実上ね、おっしゃったように。

○委員 実績がなくても応募はできるとお聞きしたんですが。ただ、審査は通らないとは思いますが、基準としてはいいということですね。

○部会長 僕は、あるところの提案で、ものすごく実績があるところと、先ほどちょっとお示したコンピューターを使ったシステムの業者をお願いしたんですね。1年間経ったところで聞いたならば、市の支援がすごく大変だけでも、将来を見ると、やはりそっちのほうがいいねと。だからそういう意味では、そういう選択もあり得るねと、革新的に、ものすごくボランティアも、これはいいよねと。実績はないけれどという場合でも、ひょっとしたらあり得るし、みんながこう、一致して選べば。ただ、そのときに市の支援が結構大変だろうなという。

だから、これはかなり小規模だから、冒険してもいいような気もするし。言葉がちょっと変だけれども。大きいところが同じ施設だと、いろいろ万歳されても困るし。かなり逆にいろいろ心配しなくていけると、おもしろいところでありたいというか、という部分もある。

僕なんか、あんまりこういうところだったら、安定じゃなくて、まさにNPOで立ち上げるみたいな、そういう革新的な提案があればいいよなという。ただ、さっき言ったいろいろなバックアップというのがあると聞いたのは。それをうまく、NPOの立ち上げので、非常にうまい提案をしてきたら、高配点で、そっちを選ぶというのでしょうかね、あってもいいかなと。総論的なところは弱いというかな。すみません。

ほかに何かありますか。

今日は、答申じゃなくて、いろいろな意見を申し上げて、そちらでいい意見があったら持って行って、という会議になりますので。

○市民総務課長 今日は、お示ししてあります募集要項ですとか、あるいは採点の考え方、先ほど配点のお話がありましたが、それがこれでよいかということをご審議いただきたい。

○部会長 親委員会の、1個そういういろいろな部分の意見が出て、だからそれをうまく取り入れてくださいというので、さらに今日いろいろ参考になる意見が出たような。

ほかに、何か。

○委員 話が途中になったのですけれども、委員のおっしゃった25点の配点の部分についてもうちょっと議論した方が。

○部会長 配点が悩ましいところですね。

○委員 それはいろいろありますけれどもね、指定管理というのは、今やっていて、何か問題なければ指定管理に出さなくてよいわけです。結局コストがかかりすぎているとか、そういうところが重要なポイントだと思うので、だからコストの部分は、私は相当重要だと考えていいのではないかと思う。内容がよくても、うっかり出しちゃったら、赤字でもって追加予算、追加予算といったら、これはとても対象にならない。財政規模というのか、予算に対してはかなり配点をしてもいいのではないのかというのが本音ではないだろうと僕は思っていますけれども。一番いいのは良い事業のところで作るのが良いんですが、それとすると5,000万では収まらないんじゃないかという懸念がある。

○市民総務課長 コストのところは、先ほどご説明したとおり20%~25%の中で決めなさいという決まりがありますので、その中で一番少ないところで20%と、これはもう動かしようがありませんので。残りの80%の部分でどれだけ提案を重視するような配点にするかということ。

○委員 提案書の公開というのは、非公開ですか。応募書類の提案書。

○市民総務課長 提案書ですか。

○市民自治推進部長 選定中は公開しない。

○市民総務課長 非公開です。提案書は非公開です。

○委員 書いてありますか。募集要項に。

○市民総務課長 その提案企業さんなりのノウハウが入っているということで。

○委員 その辺がね、結構、条例、情報公開の関係でいえば、その辺、請求があった場合にどうするかということとか。

○市民自治推進部長 請求があった場合、企業者側に照会をいたします。ノウハウの部分を消してくださいという。

○委員 まあ、企業の意見ですね、それは。だって、それをどうするかというのは、また違う。企業がこういったからこうですというわけにはいかないですよ。

○市民自治推進部長 そうですね。本当に、その内容が企業秘密というか、ノウハウにあたるのかというのは。

○委員 でも、その基準をどこに置くかというのがあって。

○市民自治推進部長 それは。

○委員 きちんと整っているんならいいけれども。ノウハウと云ってね、ものによって、全然異なるものもあるし。

○市民自治推進部長 これを出しますというものに対して異議がでたら、精査して。

○委員 もし、そういうふうなことで請求があった場合は、公開をします、とかについては、たぶん条例との関係になると思うんですけれども。

○市民総務課長 ええ、そうです。



○委員 今回のような格好で、そのアイディアを競う場合は、提案書の扱いをどうするかということ、条例、千葉市さんの条例、情報公開条例との関係を含めて、場合によっては、公開することもあるというか。条例の関係で言えばね。請求があれば検討しなきゃいけないことですから。

○委員 あるいは、場合によっては公開されないことが明記されているほうが安心するかもしれないですね。

○市民自治推進部長 提案いただいたものは千葉市情報公開条例に従って請求があれば対応します。

○委員 原則公開ですもんね、条例はね。

○部会長 そうなんです。

○委員 企業のそういうノウハウに係るもの、これはそういうものは非公開というか開示しないというのが普通ですよ。

○委員 情報公開条例の規定があると思うのですけれども、それは。情報の、どういうものが非公開というのがね。だから、場合によってそれにひっかからないものは出すという、逆に言えばね。

○市民総務課長 今日この会議を非公開にしているのは、その採点の基準について…。

○委員 それは、非公開。

○市民総務課長 ええ。採点の基準についてご審議いただきますので、その部分は非公開ということなんです。それと同じような考え方で、そういった提案書の内容も、これが公開された場合には、その企業さん独自のノウハウに基づくものであった場合に、外に漏れるのは好ましくないだろうという判断、情報公開条例上の解釈ではそう判断されるだろうということでございます。

○委員 だから、そういうことをちょっと書いておいたほうがいいかもしれない。

○委員 安心すると思う。

○部会長 僕もほかの市で、落ちた会社の提案書は、各委員から全部出したのね。だから、今度は、先ほどは要するに市としての取り扱いなんだけれど、個人でやっぱり持ちちゃうといけないんで。他は、思ったのは、来年評価するときにいるねということで、個人が持っていてくださいという。いわゆる採用された企業の。だけど、落ちた企業のは回収。

○委員 落ちたところの企業が通ったところのものを照会することもありますからね。

○部会長 そうですね。

○委員 それも学校でいうと、落第した人が自分のテストの解答を求めると、人の分まで求めるのでは。字が違いますからね。

○市民自治推進課長 過去のものを見ますと、採用されていないものは、公開していません。採用されたものについては、公開するんですが、その中に先ほどの企業秘密がある場合は黒塗りで出す、それが原則なんです。

○委員 それを書いておいたほうがいいですね。

○市民自治推進課長 この施設だけに限らない話です。全ての施設についてそうなる。

○委員 なっているんですか。

○委員 原則として、たまたま今回は書いていないけれど、原則はどういうことになっているという。

- 市民総務課長 それは、それで一般的なというか。
- 委員 わからないと思いますよ。多分実際は違うと思うのですよ。一切提案書を非公開にしているところもある。
- 市民自治推進課長 市として、それは。
- 委員 決まっている。
- 市民自治推進課長 はい、それは決まっておりますので。
- 委員 書いておいた方が安心して企業が提案できますよね。
- 市民自治推進課長 配点の件なのですけれども、もし200点をそのままにする場合、動かせる可能性があるものとして、今、資料4-4の11ページをご覧いただきたいのですけれども。配点5点というのを動かすわけにいかないで、「2(1)同種の施設の管理実績」、ここを例えば5点に落として、その5点を「4(6)施設の事業の効果的な実施」、25点を30点にすると。そういう、5点を動かすという形が一つの案。仮にやるとしたら、そういう方法になるかと思うのですけれども。あるいは全体を底上げして。
- そもそもなのですが、6ページをご覧いただきたいのですけれども、4-4の6ページです。0点から25点までが自由につけられるということではなく、基本的には25点にするか、次の「良」であれば25掛ける0.6の15点にするか、0.2の5点にするか。そういう区分けですから、その5点がかわっても、複数、もし来た場合に、ここが一番いいねというところが、きっと高くなるんでしょうから、そこではっきり差がつきますので、ある程度そこで見えるかなという気はするのですけれども、いかがなものでしょうか。
- 委員 関連してちょっとお伺いしますけれども、この今の審査基準ですよね。審査基準の5ページに、25点は「施設の事業の効果的な実施」、これをもうちょっと増やすということなんですか。
- 市民自治推進課長 仮に、これを増やすということ、はい。
- 委員 ということでしょ。だけど、この25点は11ページのところに、4ですよ。さらに細かくこう分かれるわけですけど、この「施設の事業の効果的な実施」を25点だと、そういうことですよ。
- 市民自治推進課長 そうです。
- 部会長 この部の会の答申でなくて、最終的にはそちらで検討ということで、今いろいろなことを考慮して採点を考えてくださいというレベルですからね。いろいろとシミュレーションをしないと。違いがあるのかなあと。それとも、ぜひ上げてくださいというのを。何となく特徴が出るといったら何点くらいになると。
- 委員 だから、事業内容だけをとれば25点だけど、その下の自主事業も事業内容でしょう。審査のときに、何をやるんですかという問いの中に入っているわけですね。
- 市民総務課長 そういう意味で35点、今現在の案で言うと、そういう提案者のアイディアというのが評価される点数としては、今の段階だと35点ある。
- 委員 そういう理解でいいわけですね。
- 市民総務課長 はい。
- 部会長 今の、これで終わっちゃっていいんですか。
- 市民自治推進部長 今日は、この配点表でいいか悪いかを決めていただくというもの

で。

○部会長 そのほうがいいですか。

○市民自治推進部長 はい。

○部会長 どうですか。

○委員 点数のところですね。今、2(1)を5点にして、4(6)を30点にという提案がありましたけれど、そうすると2番は45点、4番は75点という、中途半端な感じになるので。そうするとあと5点分ですね、2からどこか。4(7)を15点にすれば、80点になりますよね。そうすると、事業内容に絡むその4番の部分が全体の4割ということですね。80点、そういうような形になるのがバランスいいんじゃないかなという。安定して行う能力を軽視するわけでもないのですけれども、安定して行うことはもちろんだということ。多分申し込んでくる以上、そんなに差はつかないはずなので、事業内容で差をつけるなら、自主事業の5点分ぐらい何かできないかなと。2(3)か2(4)ですか、どちらか5点減らせないものですかね。

○部会長 採点は、確か、ある点以下の場合には採用しないという何かあるんですよ、例えばゼロですとか。

○市民自治推進課長 そうですね。

○部会長 だから、あまり酷ければ、そこはみんなゼロにしちゃえば、絶対採用されないという可能性が。

○市民自治推進課長 やっぱり、「必要な専門職員の配置」というのは、ここは重要な部分ですので、もし動かすとしたら、「管理運営の執行体制」を5点にして。そうすると、重要なポイントが6項目になる。

○委員 事業内容も重要ですけど、やっぱりそれをどういう体制で実施する、できるかという現実性も大切なんですよ、委員がおっしゃったように。何かその辺のバランスというか、難しいんですよ。

○委員 何回も言っているように、市のやっている仕事を委託するわけですから、いいアイデアがいっぱいあったけど、ぐずぐずだったら困るわけなんですよ、指定管理者。だから、安定的に確実に委託した業務をやってもらうにはどうしたらいいかというのが最低基準。アイデアとか、もちろん、それも重要だと思うんだけど、そのところをあまり低く評価しちゃうと、かえって後で困るんじゃないかなと。

○部会長 そういう意味では、先ほど、合同もあるから、ここら辺のところと管理のところとくっついてくれると非常に採点が楽になるんですよ。単独で来られるとちょっとまた。最近、ここが一緒になって合同運営体にしてくれたらいいよなというのは、実は見られるものですから。その辺、これ説明していこうよというか、案は、対応しているのですか。

○委員 委員の意見というか、それでいくと、今言っという何なのですけども、もとの採点基準でもいいのかなというふうに思います。

○委員 大幅にね、30点、40点動かすのなら考える必要がありますが、5点ぐらい動かしても。それであれば審査の時にご発言で補った方が、もっと効果的かもしれないかと。

○委員 あまりこう実質的でないところかもしれないので、このままでいいと思います。

○部会長 やっぱり、ボランティアは継続性の問題が多い。常に問題になって拒否されてしまう。だから、やっぱりそれなりの仕事をやってくれとあって、その上で本当はアイデアを出す。だから、最後の段階で、我々が採点するときにディスカッションの場を設けて、その辺が、継続性があまりないところはだめよという、アイデアがよくてもだめだよ、と。そこでかなりカバーできるかなというところでいいですか。

僕なんかも、NPOとか積極的に採用してほしいと思っていて。ちょっとさっきの話だと、新宿御苑の方、二人参加してきたんです、ボランティアで。それは、東京農業大学ちゃんと剪定の勉強を1年間やった人は登録してやる、ものすごくレベル高い。そういうところは人員がたくさんいるので、継続性というところでは全然問題ない。だから、それが少ないところは任せられないと思うんですけど。だから今、だんだんNPOでも人数増やしているのね。継続性のこともきちんと考えていますよね。

ということで、今いろいろな意見が出まして、募集条件、審査基準等に対する意見はいろいろと今後配慮しなきゃいけないかなということで、よろしく願います。ということで、いろいろと、特に今回NPOが出てきそうなので、我々の心配もちょっと増えたかなという。そういうことで、慎重な審査をやらなきゃいけない。

ということで、多少の修正があれば僕と事務局ということで、重要な場合は皆さんにお願いするというので、やりたいと思います。

それでは、最後の議題の「今後のスケジュール等について」、事務局からよろしく願います。

○市民総務課長 それでは、資料5の「今後の予定について」をご覧いただきたいと思います。まず、千葉市民活動支援センターの今後の指定管理予定候補者選定の流れについてご説明させていただきます。

ただいま、募集条件、審査基準等についてご審議いただきましたけれども、いろいろご意見をいただきましたけれども、基本的には原案どおりということでご承認いただいたかと思えます。ですので、この募集要項等を10月22日から公表いたしまして、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。その応募者について、12月25日に予定しております第3回市民・文化部会にて、委員の皆様審査・選定をしていただきます。選定していただいた結果につきましては、部会長さんから選定評価委員会の会長さんにご報告をいただきまして、その後、委員会の会長さんから市長宛てに答申していただくということになります。その後、答申をもとに、市として指定管理予定候補者を決定いたしまして、仮協定を締結した後、2月に開催予定の平成26年第1回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。議会で議決をいただきましたら、基本協定を締結し、平成26年4月から、その指定管理者での管理を開始するというようになります。

それから、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市のホームページにて公表することとなります。本日の会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしく願います。

なお、会議録の内容の中で、選定終了後においても、公にすることにより今後の選定の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると判断される部分、秘密にしておかなければいけない部分がありましたならば、例えば、管理経費の下限額の算定方法にかかる内容ですとか、そういったところ、本日は話題にはなりませんでしたが、そういった部分につきま

しては、事務局にて削除して、市ホームページにて公表するということになります。

なお、先ほどもご説明しましたとおり、12月25日にもう一回部会の開催を予定しておりますので、何度もお集まりいただきまして恐縮ではございますけれども、よろしくお願いいたします。

今回は12月25日ということで予定はしてございますけれども、その部会の時間、会場などの詳細につきましては、改めて事務局からご連絡させていただきます。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの説明で何か。

それでは、本日いろいろと大変熱心に審議していただいて、今日の議題は全て終了しましたので、これで会議を終わります。

それでは事務局にお返しします。

○司会 委員の皆様、慎重なご審議、ありがとうございます。

以上をもちまして、平成25年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回市民・文化部会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

#### 《本議事録に関する補足説明》

指定管理者の応募に係る提出書類のうち、「提案書」について議事録では「開示請求があった場合、企業のノウハウに関する部分については伏せたかたちで公開する」旨、説明をしていますが、実際には下記のとおり取り扱いをすることとしており、後日各委員には訂正しました。

#### 【開示請求があった場合の提案書の取り扱いについて】

・市は、応募書類の公表に関する応募者の応募時の同意を条件として、提案書に記載された応募者の利害関係情報（\*）についても、秘匿せずに公表することとしています。（同意しない場合は、市情報公開条例第7条の規程（不開示情報）に照らし、該当するかを個別に検討し判断することになります。）

#### \*利害関係情報について

##### 千葉市情報公開条例第7条

（3）法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下略）